

第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等 による景観づくり

目次

1 景観重要建造物・景観重要樹木の 指定の方針	168
2 景観重要公共施設の位置づけ等	169
(1) 景観重要公共施設の 位置づけの方針	169
(2) 景観重要公共施設	170
(3) 多摩都市モノレール町田方面 延伸を見据えた景観づくりの 考え方	172

第6章 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定等による 景観づくり

1 景観重要建造物^{※1}・景観重要樹木^{※2}の指定の方針^{※3}

景観重要建造物及び樹木については、地域景観資源に登録されたもののうち指定することが望ましいもの、または所有者が指定を希望するもののうち一定の要件を満たすものを指定します。

指定に際しては、所有者の意見を伺い、町田市街づくり景観審議会の審議を経て指定します。

【登録の要件】

- ① 周辺地域の景観を特徴づけ、地域のシンボルとなっているもの、または将来的になる可能性のあるもの
- ② 適切な保全育成が期待できるもの
- ③ 道路その他公共の場所から容易に見ることができるもの
- ④ 公益上支障がないもの
- ⑤ 所有者の同意、近隣の概ねの理解が得られるもの

※1 景観法第19条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な建造物

※2 景観法第28条第1項に規定する景観行政団体の長が指定することのできる良好な景観の形成に重要な樹木

※3 景観法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

2 景観重要公共施設^{※1}の位置づけ等

(1) 景観重要公共施設の位置づけの方針

景観計画区域内にある道路や河川、公園などの公共施設のうち、多くの市民に親しまれ、市の景観づくりにおいて特に重要な施設を、「景観重要公共施設」として位置づけます。

景観重要公共施設に位置づけたものは、景観重要公共施設の整備に関する事項^{※2}を定め、地域のまちづくり活動や、沿道の景観づくりの誘導などと連携して良好な景観の形成を図ります。また、景観重要公共施設について整備が実施される場合は、構想段階（計画が容易に変更可能な段階）から市と施設管理者などで整備に向けた協議、調整を行います。

以下の考え方に沿って、景観重要公共施設を位置づけます。

【景観重要公共施設への位置づけの考え方】

- ① 景観形成誘導地区内にあり、地区の景観づくりに不可欠な公共施設
- ② 地域景観資源に登録されたもので、良好な景観づくりに不可欠な公共施設
- ③ 市の代表的な眺望を有する場所
- ④ 市の景観づくりにおいて重要な公園、道路、河川

※1 景観法第8条第2項第4号ロに規定する良好な景観の形成に重要な公共施設

※2 景観法第8条第2項第4号ロに規定する景観重要公共施設の整備に関する事項

(2) 景観重要公共施設

景観重要公共施設として位置づける施設は以下の通りです。また、前述の「景観重要公共施設への位置づけの考え方」に沿う公共施設が新たに整備される場合には、施設管理者と協議した上で、景観重要公共施設に位置づけます。

①薬師池公園及び薬師池西公園

薬師池公園は、地域の歴史を継承し、谷戸の地形や里山文化を特徴づける市を象徴する公園です。薬師池を中心として、桜や花しょうぶ、大賀ハスなど多くの花々が観賞できる静かな和風の公園として、市民や多くの来訪者に親しまれています。

また、薬師池公園に隣接する薬師池西公園は、みどり豊かな丘陵地の眺望が望める場所やウェルカムゲートが整備されるなど、薬師池公園と一体となった公園として、丘陵地の起伏のある地形やみどりを活かしたまとまりのある景観を創り出しています。

薬師池公園及び薬師池西公園を、地域の景観を形成する中心的な施設として、景観重要公共施設に位置づけます。

<景観重要公共施設の整備に関する事項>

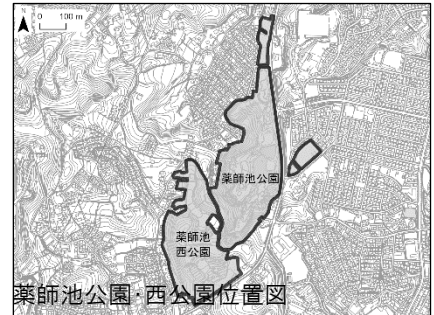
薬師池公園及び薬師池西公園の施設整備にあたっては、公園の良好な景観を維持し、より親しまれる公園とするため、各公園・施設の持つ役割や活用の方向性、特徴的な魅力を踏まえ、周辺の環境と調和したものとするものとします。

薬師池公園及び薬師池西公園を基点とし、周囲の風致地区や七国山との一体的な景観の維持創出を目指します。

②小野路宿通り（都道156号線）の一部

小野路宿通りは、鎌倉時代に武蔵府中と鎌倉を結ぶ街道上の宿場となり、江戸時代中期には、大山信仰が盛んになる中で、府中、厚木、伊勢原と大山を結ぶ大山街道の宿場町として栄えました。

今も宿場町として栄えた当時の面影を残しながら、丘陵の豊かなみどりと一体的な集落を形成しています。歴史的なまち並みの保全、修復とともに、安全性や利便性を兼ね備え、周辺地区全体の活気や交流を深め、魅力ある景観を創出することを目指す



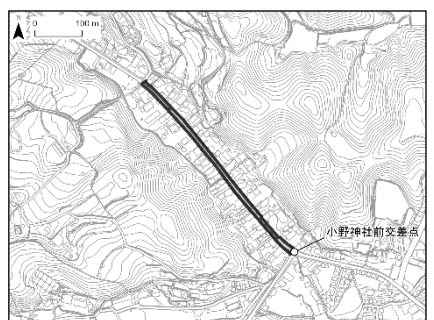
薬師池公園・西公園位置図



薬師池公園



薬師池西公園



小野路宿通り位置図

ため、小野神社前交差点から北西に概ね480mの区域を景観重要公共施設として位置づけます。

＜景観重要公共施設の整備に関する事項＞

小野路宿通りの維持管理にあたっては、沿道の景観づくりの取り組みを尊重し、地域の伝統的なまち並みと調和した景観づくりを図ります。



小野路宿通り

③町田駅前通り（町3・4・39号線）の一部

町田駅前通りは、駅前の主要なバス路線であり、市庁舎や市民ホールなどへ向かう通りとして多くの市民や来訪者に利用されています。また、市民による通りの景観づくりに寄与する取り組みとして、植栽柵における園芸活動や清掃活動などが行われています。

沿道における落ち着きとゆとりのある魅力的な景観づくりの誘導にあわせて、町田駅前通りの町田バスセンターから森野南交差点までの区域を景観重要公共施設として位置づけ、魅力的な通りの景観づくりを目指します。

＜景観重要公共施設の整備に関する事項＞

道路の整備や維持管理の際には、沿道の景観づくりに配慮するとともに、歩いて楽しい魅力的な景観づくりに取り組みます。

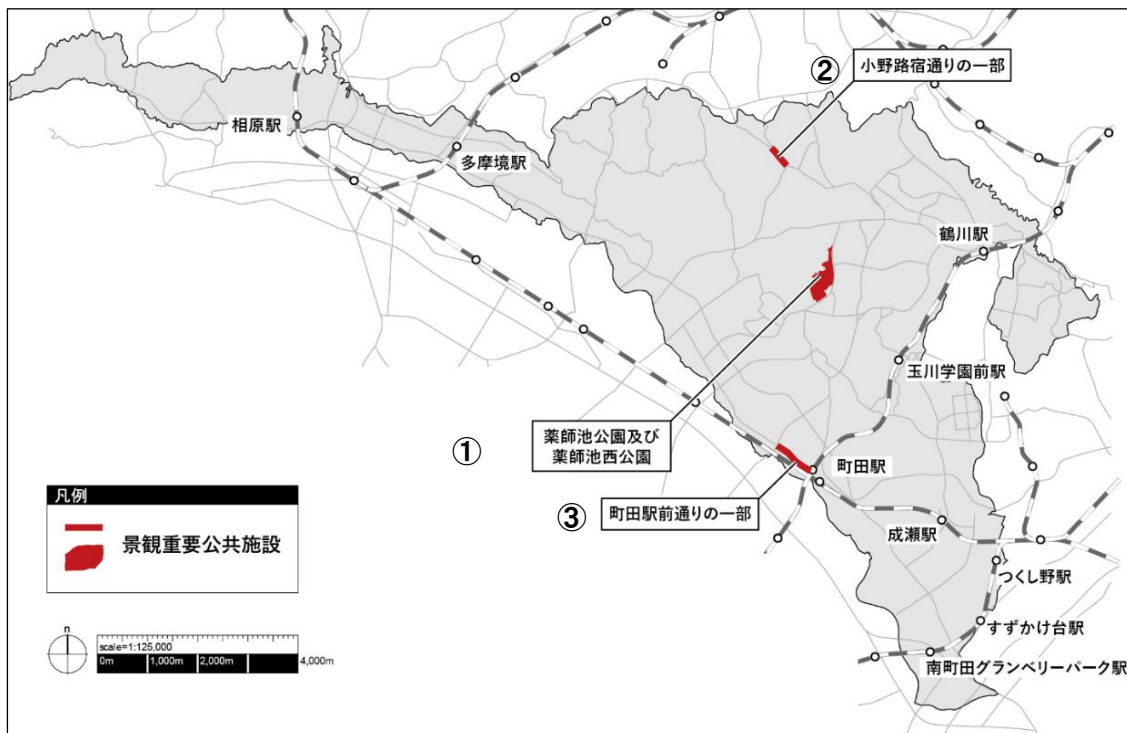


町田駅前通り位置図



町田駅前通り

■景観重要公共施設の位置図

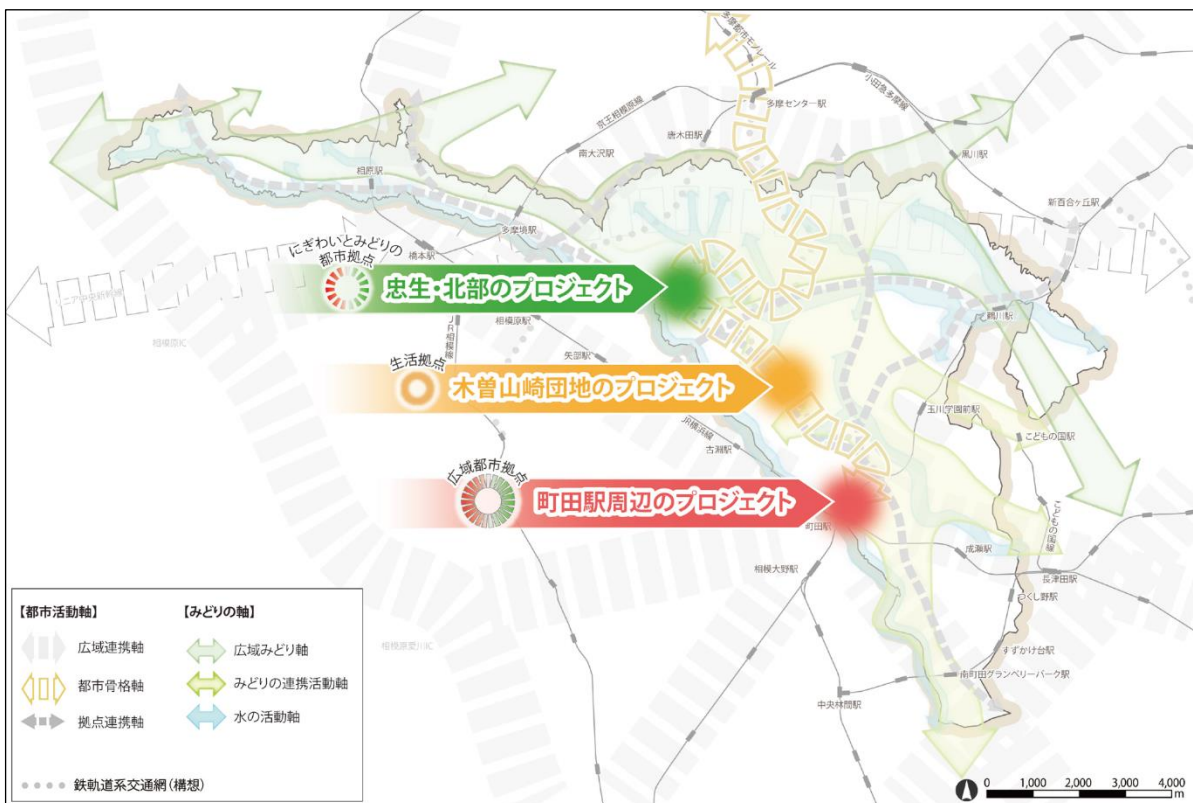


(3) 多摩都市モノレール町田方面延伸を見据えた景観づくりの考え方

市では、多摩都市モノレール町田方面延伸に向けた取り組みを進めています。「町田市都市づくりのマスタープラン（2022年策定）」においては、多摩都市モノレール沿線の「町田駅周辺」、「木曽山崎団地」、「忠生・北部」の3つのエリアを、市の暮らしをけん引するリーディングプロジェクトに位置付け、まちづくりを推進しています。

これを踏まえて、今後、多摩都市モノレールの町田方面延伸路線が都市計画決定された際には、以下の景観づくりの考え方に基づく魅力ある景観づくりを実現するために、「景観重要公共施設」に位置づけることを検討します。

■市の暮らしをけん引する3つのプロジェクト位置図



出典：町田市都市づくりのマスタープラン

<多摩都市モノレール町田方面延伸ルート沿線共通の景観づくりの考え方>

多摩都市モノレール町田方面延伸において、道路や軌道、駅周辺、またモノレールから見える多様な風景は、景観づくりの重要な要素となります。

そのため、道路や軌道の整備や、駅周辺の開発などにあたっては、環境変化を見据えながら、地域特性を踏まえ、周辺環境と一体となったモノレール沿線の魅力ある景観づくりの実現を目指します。

<3つのプロジェクトごとの景観づくりの考え方>

① 町田駅周辺 商業地を多機能化・ウォーカブルなまちにするプロジェクト

町田駅から芹ヶ谷公園の区間については、公園までのアプローチとして、多様な活動や交流が生まれるウォーカブルな通りの実現を目指します。駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、原町田大通りを軸として、にぎわいと憩いのある歩行空間や滞留空間を形成し、中心市街地一体の魅力ある景観づくりを推進します。

② 木曾山崎団地 住宅地を多機能化するプロジェクト

大規模団地を通過する路線として、地域の生活風景と調和した景観づくりの実現を目指し、駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、周囲の住環境との調和を図り、地域特性を踏まえた景観づくりを推進します。

③ 忠生・北部 みどりと暮らしの関係をつくるプロジェクト

みどり豊かな丘陵地を通る路線として、住環境と自然地形を尊重し、里山や谷戸の風景と調和した景観づくりを目指します。

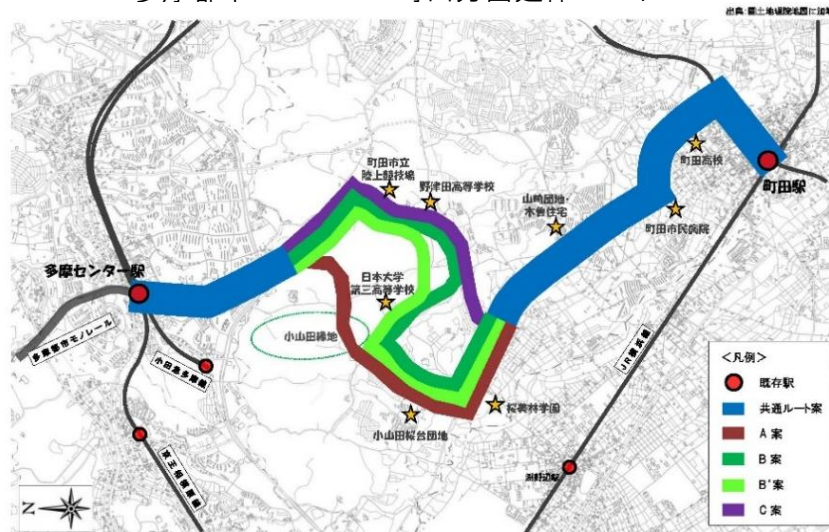
駅舎の整備や軌道下の空間整備にあたっては、連続性のあるみどりやオープンスペースの設置を推奨し、自然と調和した景観づくりを推進します。

参考：多摩都市モノレールの町田方面延伸ルート

多摩都市モノレール町田方面延伸ルートについて、2021年12月27日に開催された「第4回多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」において、B案が選定されました。

延伸ルートは、多摩センター駅から、町田市立陸上競技場、小山田桜台団地、桜美林学園、山崎団地・木曾住宅を通り、町田駅までの約16kmとなっています。

■多摩都市モノレール町田方面延伸ルート



※ルート同イメージであり、詳細については今後策定を回る